

資料2-1-2 (公開版)

令和6年9月6日 風力部会資料

# (仮称) 三戸風力発電事業 環境影響評価方法書

## 補足説明資料

令和6年8月

日本風力エネルギー株式会社

## 風力部会 補足説明資料 目次

### 目次

1. 風車の外形図について【近藤顧問】【方法書 p. 10】	1
2. 輸送ルート、工事車両ルートについて【今泉顧問】【方法書 p. 13、p. 15～16】	1
3. 切土・盛土量の発生量について【中村顧問】【方法書 p. 13、p. 17～18】	2
4. 対象事業実施区域の周囲における風力発電事業について【近藤顧問】【方法書 p. 18-19】	2
5. 対象事業実施区域の周囲における風力発電事業について【岩田顧問】【方法書 p. 18】	2
6. 周辺の河川・湖沼の状況について【中村顧問】【方法書 p. 32】	5
7. (2)植生の概要について【鈴木顧問】【方法書 p. 75～83】	6
8. 植生自然度 9 のエリアにおける風車の建設について【河村顧問】【方法書 p. 81】	6
9. 図 3.1-27(2)植生自然度について【平口顧問】【方法書 p. 82】	6
10. 生態系の(1)環境類型区分、(2)生態系の概要について【鈴木顧問】【方法書 p. 92、96】	7
11. ミズバショウの群生地について【中村顧問】【方法書 p. 108、p. 272、p. 436】	7
12. 水道用水としての利用について【平口顧問】【方法書 p. 122】	8
13. 濁水の影響について【岩田顧問】【方法書 p. 235】	8
14. スウィッシュ音の音響特性、騒音の評価について【今泉顧問】【方法書 p. 305】	8
15. 騒音の減衰項目、指針値との比較について【今泉顧問】【方法書 p. 305】	8
16. 大気環境（騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について【方法書 p. 311】	9
17. 水質 8 地点の調査地点について【中村顧問】【方法書 p. 314～315】	9
18. 表 6.2-1(13)水質調査地点の設定根拠について【平口顧問】【方法書 p. 314】	10
19. 魚類、底生動物の調査について【岩田顧問】【方法書 p. 333】	12
20. 魚類・底生動物調査点について【河村顧問】【方法書 p. 315, 333, 345】	12
21. 近隣既設発電所の死骸調査について【阿部顧問】【方法書 p. 324】	12
22. IC レコーダーによる録音調査の実施時期について【阿部顧問】【方法書 p. 324】	12
23. IC レコーダーでの記録方法について【阿部顧問】【方法書 p. 324】	12
24. 準備書で示される現存植生図について【鈴木顧問】【方法書 p. 334】	13
25. 調査、予測及び評価の手法（植物）について【鈴木顧問】【方法書 p. 350】	13
26. カラ類の生息状況調査について【阿部顧問】【方法書 p. 359】	14
27. カラ類の餌種調査について【阿部顧問】【方法書 p. 359】	14
28. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出について【平口顧問】	14

### 別添資料一覧

別添 1Q16：騒音、超低周波及び振動調査位置（非公開）

1. 風車の外形図について【近藤顧問】【方法書 p. 10】

風車の外形図は、ローター直径とハブ高さの比が実機に近くなるように書いてください。この比が異なると風車に対する視覚的印象が大分異なります。

P. 10 の図 2. 2-2 風力発電機の外形図（予定）について、ローター直径とハブ高さの比を実機に合わせると図 1 のようになります。ここでは現段階で想定される最大の寸法でお示しましたが、準備書においては、実際に設置する風力発電機の寸法のものをお示いたします。

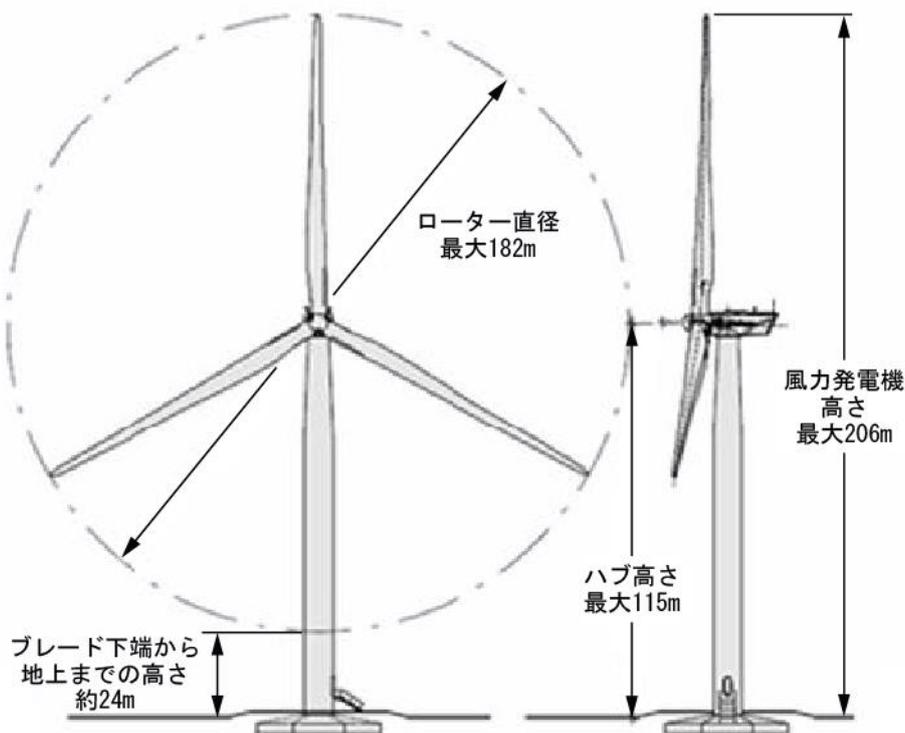


図 1 風力発電機の外形図（予定）

2. 輸送ルート、工事車両ルートについて【今泉顧問】【方法書 p. 13、p. 15～16】

輸送ルートや工事車両ルートを本文中に省略せずに記載して下さい。

現段階では、輸送ルートは八戸港あるいは能代港を荷揚げ港として使用する予定ですが、詳細は、走行ルートの調査を実施した後に決定し、準備書に記載する予定です。工事車両の走行ルートについては国道 454 号、県道 216 号の利用を想定しており、詳細ルートは、準備書に記載する予定です。

3. 切土・盛土量の発生量について【中村顧問】【方法書 p. 13、p. 17～18】

p. 13 には切土・盛土量の算定結果が示され、この差約 25,000m<sup>3</sup> が、現段階での残土量予想値となるものと思います。一方、p. 17～18 では「現時点において発生量は未定」とあります。記述にやや矛盾を感じます。

p. 17～18 は、「現段階において正確な発生量は未定」を意味しておりました。方法書段階では最終的な改変範囲が確定してないため、p. 13 は詳細設計、詳細測量実施前の概算値として記載いたしました。

4. 対象事業実施区域の周囲における風力発電事業について【近藤顧問】【方法書 p. 18-19】

表 2.2-4 の風力発電事業と図 2.2-7(1)の風力発電事業が一致していないのではないのでしょうか。図にある（仮称）鹿角・田子風力発電構想が表には無いようです。

「（仮称）鹿角・田子風力発電構想」は分割のうえ、「（仮称）田子小国風力発電事業」に引き継がれたため「（仮称）鹿角・田子風力発電構想」を削除いたしました。表 2.2-4 は修正しましたが、図 2.2-7(1)の修正が漏れていました。

P. 19 の図 2.2-7(1)対象事業実施区域の周囲における他事業、P. 300 の図 6.1-1 周辺の風力発電事業との位置関係は、図 2(1)、図 2(2)のようになります。

準備書作成時には、最新の情報を確認し対象事業実施区域の周囲における他事業の情報を更新いたします。

5. 対象事業実施区域の周囲における風力発電事業について【岩田顧問】【方法書 p. 18】

「図 2.2-7(1) 対象事業実施区域の周囲における他事業」にある「（仮称）鹿角・田子風力発電構想」が「表 2.2-4 対象事業実施区域の周囲における風力発電事業」にありません。

「（仮称）鹿角・田子風力発電構想」は分割のうえ、「（仮称）田子小国風力発電事業」に引き継がれたため「（仮称）鹿角・田子風力発電構想」を削除いたしました。表 2.2-4 は修正しましたが、図 2.2-7(1)の修正が漏れていました。

P. 19 の図 2.2-7(1)対象事業実施区域の周囲における他事業、P. 300 の図 6.1-1 周辺の風力発電事業との位置関係は、図 2(1)、図 2(2)のようになります。

準備書作成時には、最新の情報を確認し対象事業実施区域の周囲における他事業の情報を更新いたします。

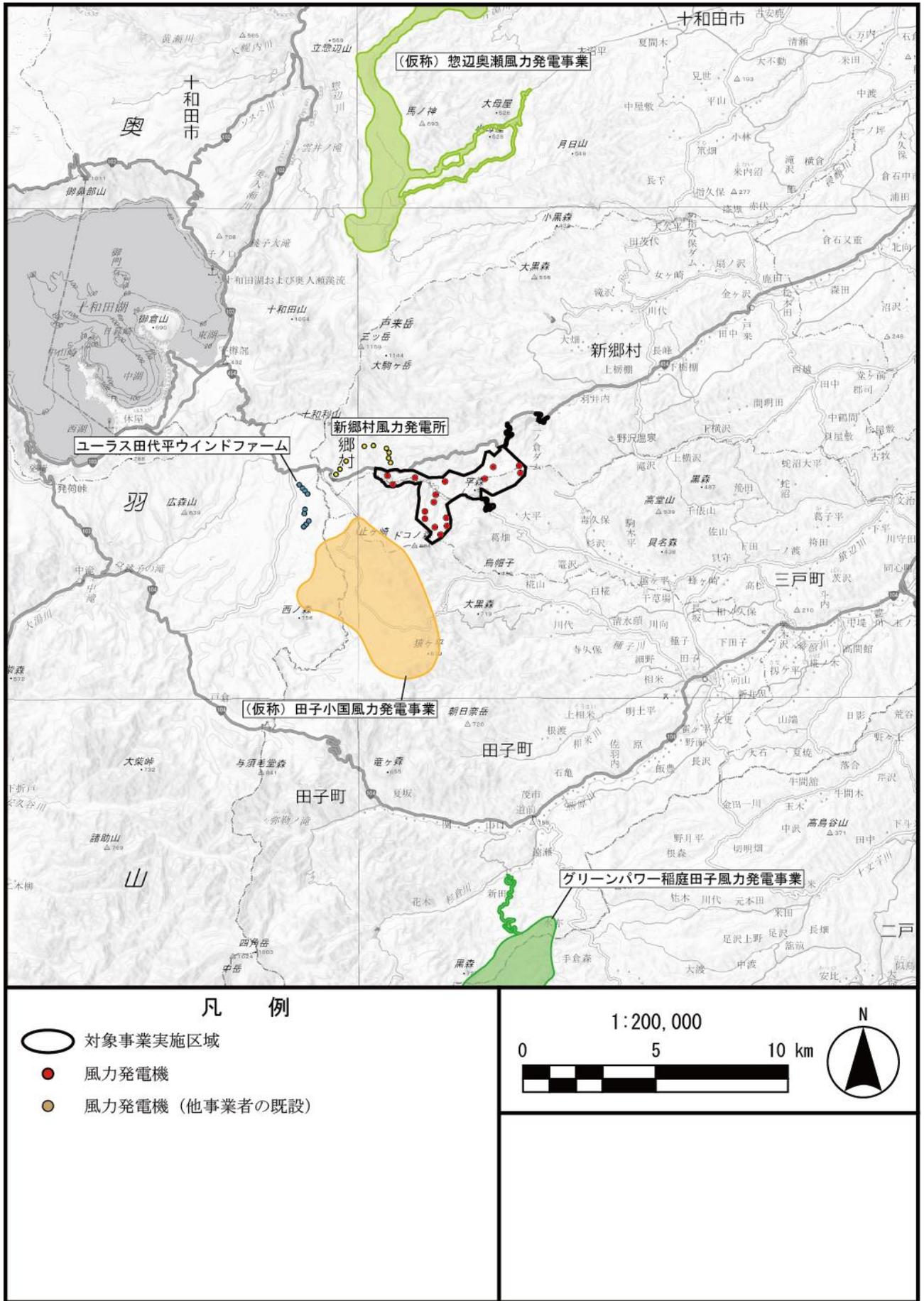


図 2(1) 対象事業実施区域の周囲における他事業

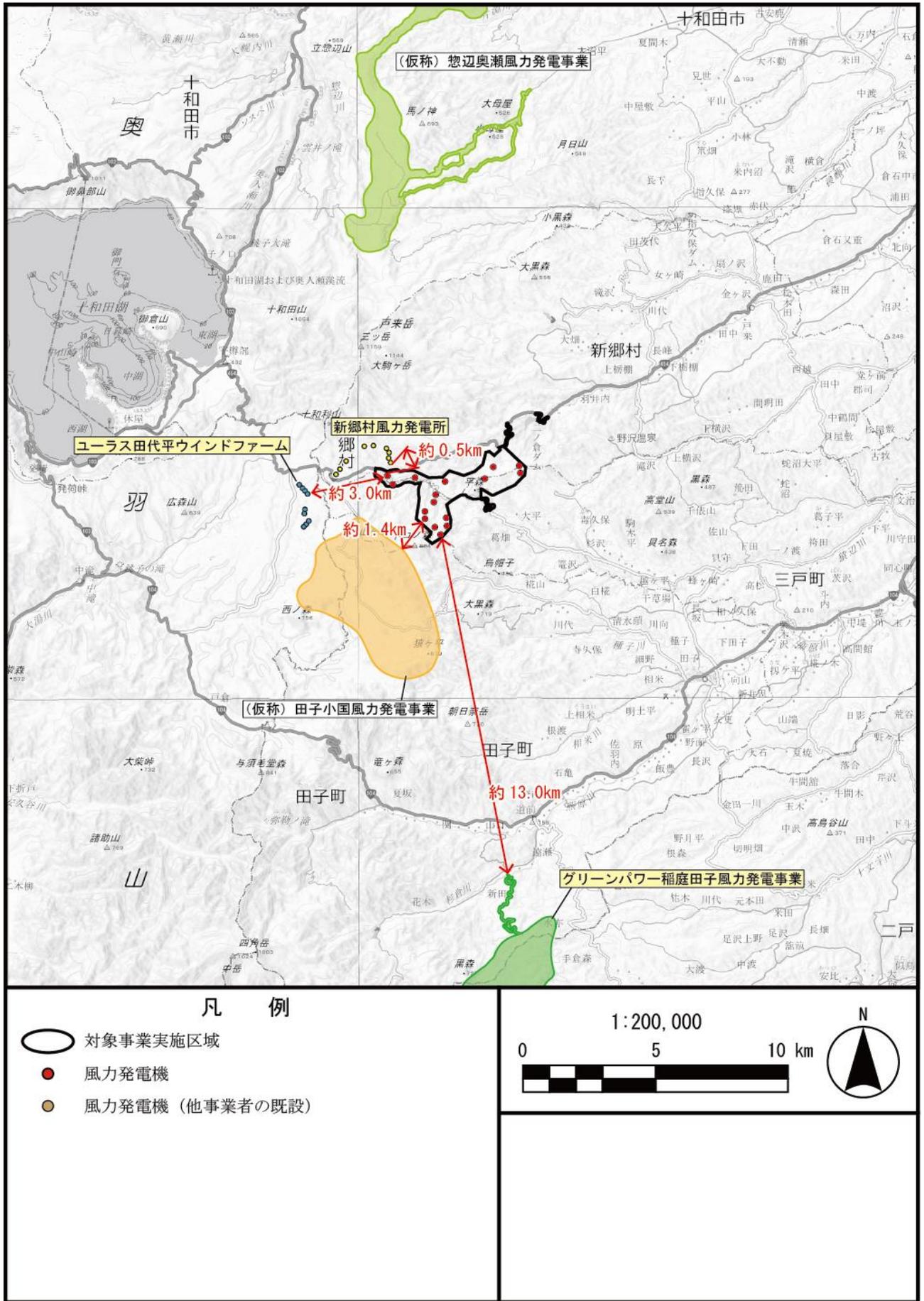


図 2(2) 周辺の風力発電事業との位置関係

6. 周辺の河川・湖沼の状況について【中村顧問】【方法書 p. 32】

周辺の河川・湖沼の状況が整理されています。河川については、五戸川が A 類型（+生物 A 類型）に指定されていますので、事業実施区域の直近には測定点がないとしても、近くの測定点での結果を示していただくことは意味があるものと思います。

また、二の倉ダムはありますが、このダムの目的は何でしょうか（農業用？）。定期的な水質調査地点ではないとしても、何らかの水質調査データはないでしょうか？

五戸川上流の水質測定地点である「戌橋」は、図 3 のとおり、対象事業実施区域との離隔が 18km 以上あり対象事業実施区域の水質とは大きく異なると考えられることから、水質測定結果については示しておりません。

なお、二の倉ダムは、洪水調節を目的とした防災ダムとなっており、水質調査のデータは確認できておりません。

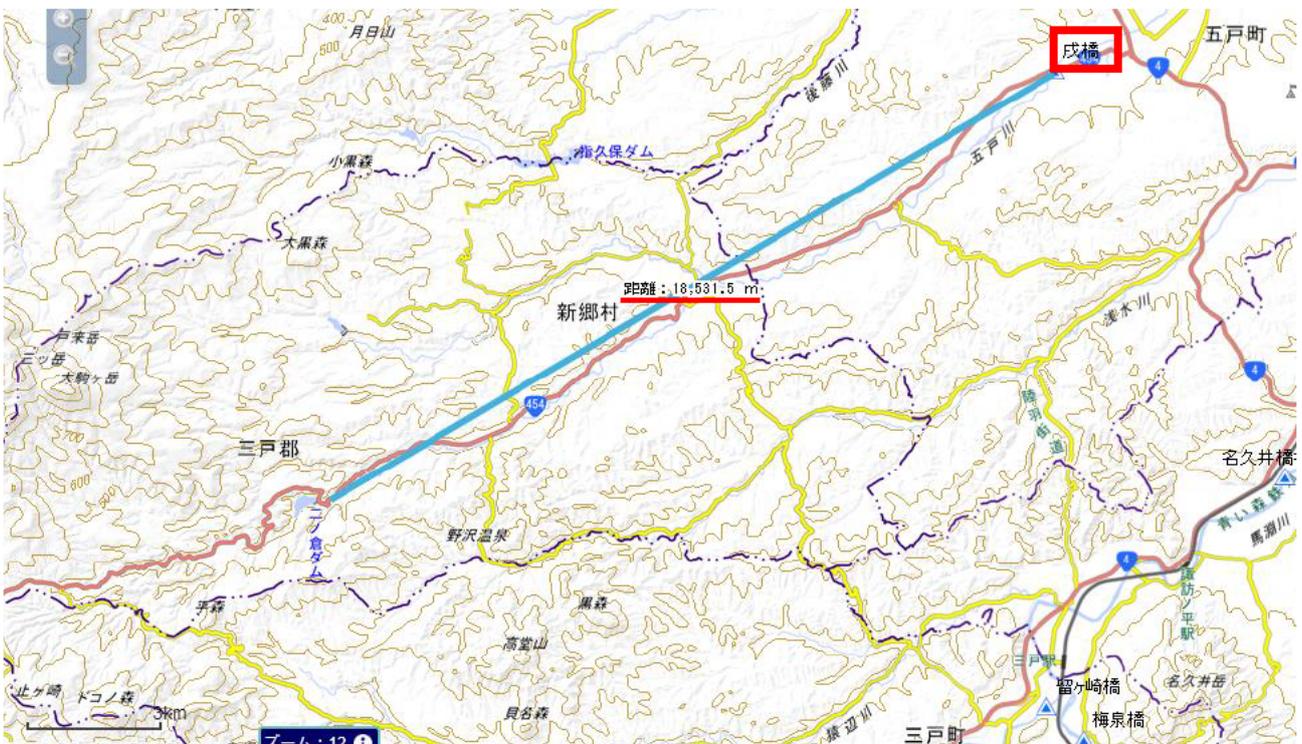


図 3 水質測定地点「戌橋」の位置

7. (2) 植生の概要について【鈴木顧問】【方法書 p. 75～83】

- ・植生の概要説明は、当該地域の植生帯の位置をより明確に示すために、標高、日本海岸気候の影響の程度（日本海要素の分布状況）などを関連させて示すと、本地域の植生の特徴が分かりやすくなると思います。
- ・植生自然度の配分も説明されていて良いのですが、植生自然度は現存植生を自然性・人為的影響等で類型化し転化したものですので、それぞれのランクに対応する現存植生凡例と関連させて解説いただくと現存植生の特徴が明確になるのではないかと思います。
- ・最南端部の風力発電機 1 基が自然植生の「チシマザサープナ群団」（植生自然度 9）の凡例にほぼ全体が含まれているほか、その北西にある発電機とそのさらに北西に位置する発電機も一部がかかっています。このことについてより詳しい状況説明をお願いします。

- ・1 点目（植生の概要説明・・・）について、  
準備書において、ご意見を踏まえた記載を追記するようにいたします。
- ・2 点目（植生自然度の配分・・・）について、  
準備書において、ご意見を踏まえた記載を追記するようにいたします。
- ・3 点目（最南端部の風力発電機・・・）について、  
ご意見にありますように、最南端部の風力発電機及びその北西における風力発電機の一部が植生自然度 9 に該当する「チシマザサープナ群団」に位置しております。現時点ではまだ現地調査は行っておらず当該林分の詳細は不明ですが、今後実施する現地調査において、該当箇所の植生自然度を把握した上で、それらを踏まえ可能な限り影響を低減、回避できるよう、事業計画の検討に努めてまいります。

8. 植生自然度 9 のエリアにおける風車の建設について【河村顧問】【方法書 p. 81】

計画されている最も南に位置する風車 2 基は、文献資料によれば植生自然度 9 のエリアにあります。この場所の植生自然度が現地調査の結果で実際に高かった場合には、風車の位置をずらすことを検討されてはいかがかと思えます。ご検討ください。

現状の植生自然度が高い群落の分布状況については、今後の現地調査において把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、風力発電機の配置を検討してまいります。

9. 図 3. 1-27 (2) 植生自然度について【平口顧問】【方法書 p. 82】

方法書の対象事業実施区域の南側部分は、配慮書段階に比べてエリアが増加しています。増加エリアの中には植生自然度 9 のエリアが含まれ、風力発電機（2～3 機）の設置や道路の新設も計画されているようです。これに関する事業者の見解をおきかせ下さい。

方法書 p437、p440 に記載しておりますように、配慮書区域では、北側で「ミズバショウの群生地」を含むとともに、南西側の一部で「重要野鳥生息地（IBA）」、「生物多様性の保全の鍵となる重要な地域（KBA）」が重なっていましたので、方法書ではこれらの区域を除外しました。

これに伴い、南側では、「重要野鳥生息地（IBA）」、「生物多様性の保全の鍵となる重要な地域（KBA）」ではないこと、ならびに風況を考慮した風車配置を再考した結果、南東側に拡大させることとしました。

植生自然度9のエリアについては、今後実施する現地調査において該当箇所の植生種類と植生状況を把握した上で、可能な限り影響を回避、低減できるよう事業計画の検討に努めてまいります。

10. 生態系の(1)環境類型区分、(2)生態系の概要について【鈴木顧問】【方法書 p. 92、96】

- ・表 3. 1-36 環境類型区分の概要に示されている環境類型区分ですが、区分された各環境類型が複数の類型基準に依っているため、区分結果の表す意味が不明確となっています。例えば、「亜高山」は植生帯による区分ですが、その中には自然林、二次林、低木林、自然草原など自然・代償、群落構造、相観など様々な基準の植生が含まれます。植生帯で区分するのであればブナクラス域の植生も冷温帯落葉樹林帯として区分する必要がありますが、そうはなっておらず、「自然林」「二次林」「草原・低木林」「河辺」のように類型基準が異なっています。「自然林」という類型であれば、その中には亜高山帯のササダケカンバ群落も含めなければなりません。また「草原・低木林」は特に自然・代償を基準に区分されていませんが、「ウラジロヨウラクミヤマナラ群団」と「ササ群落(Ⅳ)」はブナクラス域上部～コケモートウヒクラス域の風衝地に生育する自然低木林ですが、そのほかは二次植生か代償植生です。

以上のように、現状の環境類型区分では生態系の適切な区分がなされていないと考えますので、ご検討をお願いします。

- ・食物連鎖模式図に、具体名として示した方が良いと考えられるものとして、ツキノワグマとカモシカがあります。特にツキノワグマは雑食性ですが、肉食動物の側面を考えると高次に位置する最大的大型肉食動物でもありますので、ご検討をお願いします。
- ・食物連鎖模式図の類型区分の「草原・低木林、河辺」には乾湿両環境の植生が含まれ、「河辺」はより湿性で魚類やカエル類との関係もあるので「河川・湖沼」の左側に位置させた方が良いでしょう。

ご意見頂いた点を踏まえ、準備書において適切に修正いたします。

11. ミズバショウの群生地について【中村顧問】【方法書 p. 108、p. 272、p. 436】

ミズバショウの群生地について、その存在を考慮して方法書では配慮書段階から事業実施区域を削減し、直接の影響範囲から除外したことが記述されています(p. 436)。しかしながら、p. 315の水環境調査において、集水域 No. 7 には含まれているようですので、影響の有無等は、水環境の調査結果を経て、初めて予測評価ができるものと思います。

ミズバショウの群生地は、事業実施対象区域から削除することで直接改変は避けることとしましたが、水の濁り等の現地調査結果を踏まえ影響の有無を予測評価いたします。

12. 水道用水としての利用について【平口顧問】【方法書 p. 122】

「対象事業実施区域及びその周囲において、河川の水道用水としての利用は無い。」とありますが、対象事業実施区域の南東方向にある集落の水道用水は地下水利用でしょうか？

「令和4年度版 青森県の水道」（青森県）によると、対象事業実施区域の南東方向にある大平地区は、湧水を水道用水として利用しています。

13. 濁水の影響について【岩田顧問】【方法書 p. 235】

（配慮書記載事項ですが念のためコメントします）魚類等への影響予測において「濁水の流出等による生息環境への一時的な影響」とありますが、水域への土砂流入の影響は、懸濁物質レベルの一時的な上昇による影響よりはむしろ河床への土砂堆積による礫間の閉塞などの方が魚類等への影響は大きく、一時的というよりは永続的な影響となる場合が少なくないことに御留意下さい。

P. 235 は配慮書記載どおり転載いたしましたが、魚類等への影響は懸濁物質レベルの一時的な上昇より河床への土砂堆積による礫間の閉塞など永続的な影響が重要であることについて認識し、留意いたします。

14. スウィッシュ音の音響特性、騒音の評価について【今泉顧問】【方法書 p. 305】

スウィッシュ音の音響特性（時間変動幅等）に関して丁寧に記述して下さい。なお、図示されるデータを（測定結果）を得た地点の位置（距離）を明記して下さい。また、可聴に対する評価は丁寧に記述して下さい。

準備書において、スウィッシュ音の音響特性、測定地点の位置（距離）、可聴に関して丁寧に記載するようにいたします。

15. 騒音の減衰項目、指針値との比較について【今泉顧問】【方法書 p. 305】

[準備書以降]補足資料で構わないので、観測点における予測値を算出する過程で、推計された減衰項の値を一覧で示していただきたい。（なお、観測点が非常に多いので、主要な観測点をいくつか選択して示していただければ良いです）

[準備書以降]環境省による指針値（「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」）との比較結果を図示して下さい。

準備書以降の補足説明資料で、騒音の予測過程における減衰項の値を一覧でお示しいたします。

準備書において、環境省による指針値（「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」）との比較結果を図示いたします。

16. 大気環境（騒音及び超低周波音、振動）の調査位置について【方法書 p. 311】

騒音及び超低周波音、振動の調査地点について、住宅、道路、測定場所の関係が分かる大縮尺の図（500分の1～2500分の1程度）は記載されているか。【方法書チェックリスト No. 23】

騒音の調査地点の状況（写真等）が把握できるものとなっているか。【方法書チェックリスト No. 32】

大気環境の調査位置の大縮尺の図及び衛星写真は別添 1Q16（**非公開**）のとおりです。

なお、地点については現時点で地権者等の了解が得られていないため、変更になる可能性があります。

※個人宅が特定される可能性があるため、本資料は非公開とさせていただきます。

17. 水質 8 地点の調査地点について【中村顧問】 【方法書 p. 314～315】

水環境の調査地点が示されていますが、水質 8 地点は二の倉ダムの下流側にあり、集水域上流の河川水がダム湖の存在によって変質を受けた後の調査地点になると思います。ダム湖よりも上流に調査地点を設けて影響予測をすべきではないでしょうか？

「水質 8」地点は、図 4 に示す位置を予定しています。降雨時にも安全に流量測定ができる橋のある地点としております。ご指摘のとおり、この地点は二の倉ダムを経由した水となるため望ましくありません。本来、「水質 8 代替検討」の地点が望ましいと考え、現地を確認いたしましたが、アクセス路がなく、また橋もないため降雨時に安全に流量測定ができない地点でした。やむなく、「水質 8」地点を設定しました。現地調査時には再度「水質 8 代替検討」地点へのアクセス路を確認しますが、アクセスができない場合は「水質 8」のままとします。

なお、二の倉ダムへの流入地点としては、「水質 7」地点を設定しております。

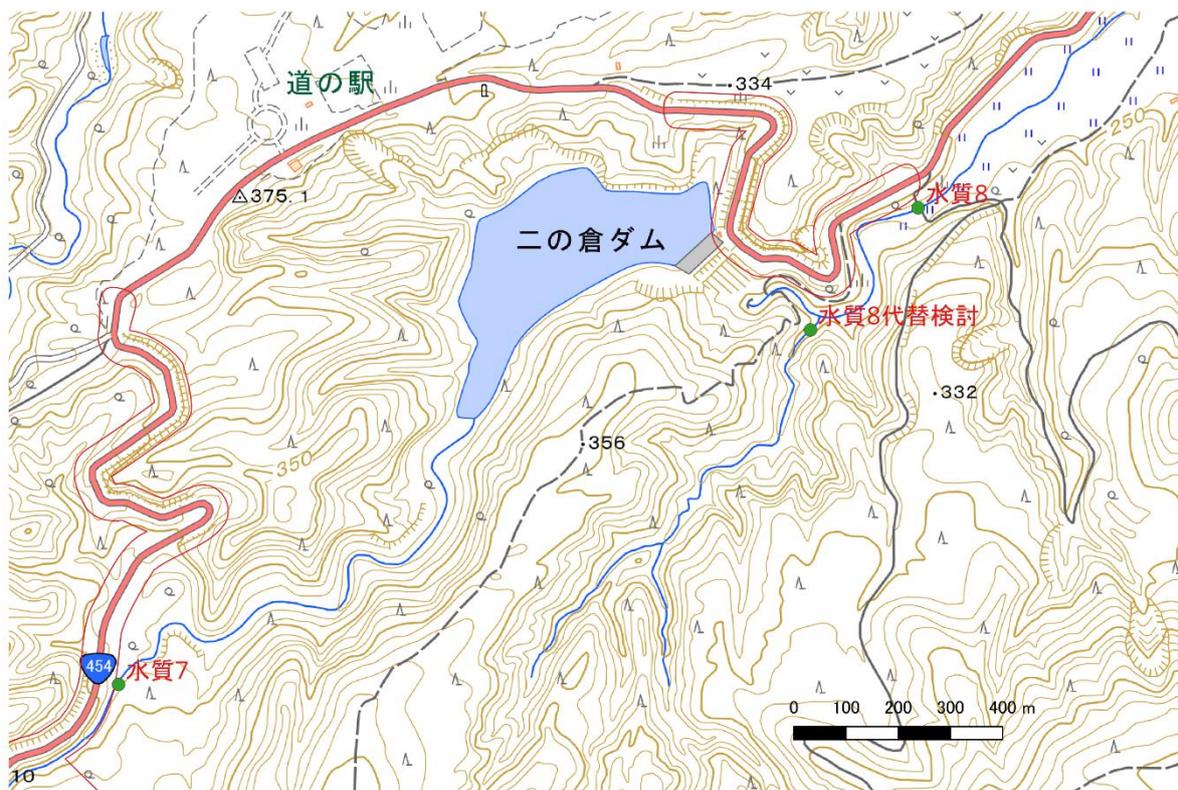


図 4 水質 8 の位置

18. 表 6. 2-1 (13) 水質調査地点の設定根拠について【平口顧問】 【方法書 p. 314】

表 6. 2-1 (13) の設定根拠 (p. 314) では水質 1 の設定位置は荒川としてますが、図 6. 2-2 (1) (p. 315) の集水域の図からは猿辺川中流部 (荒川との合流点下流) のように見えます。水質 1 の測定位置の拡大図を示して下さい。

水質 1 の測定位置の拡大図は、図 5 のとおりです。

荒川と猿辺川の合流後になりますので、名称は猿辺川とすべきところ、表 6. 2-1 (13) で荒川と記載したのは誤記です。正しくは、猿辺川です。



図 5 水質 1 周辺の拡大図

なお、猿辺川と荒川の合流後の地点より、河川ごとに地点を設定した方が良いため、図 6 のとおり、水質 1 は猿辺川の上流地点に移動し、荒川の上流地点に新たに水質 9 を追加いたします。

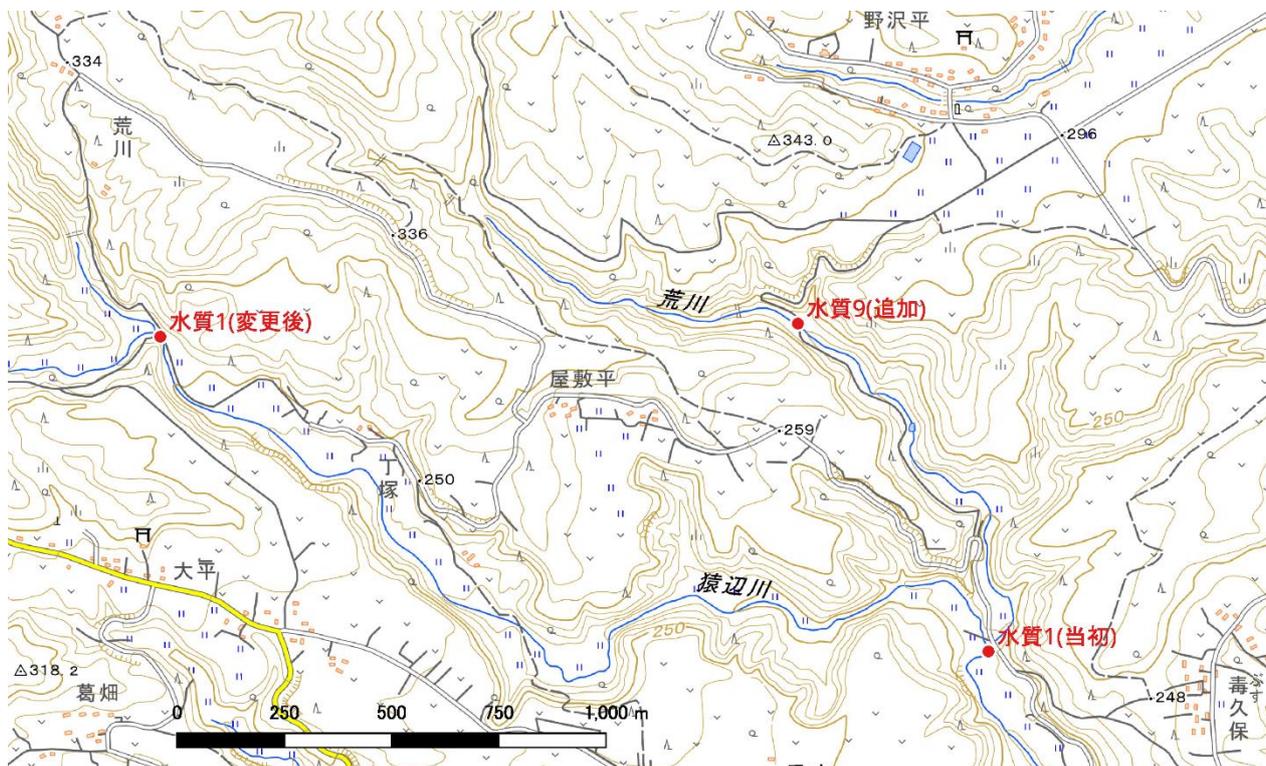


図 6 水質 1 の変更位置と追加する水質 9 の位置

また、図7に、水質1の位置変更、水質9を追加した地点図（集水域）を示します。

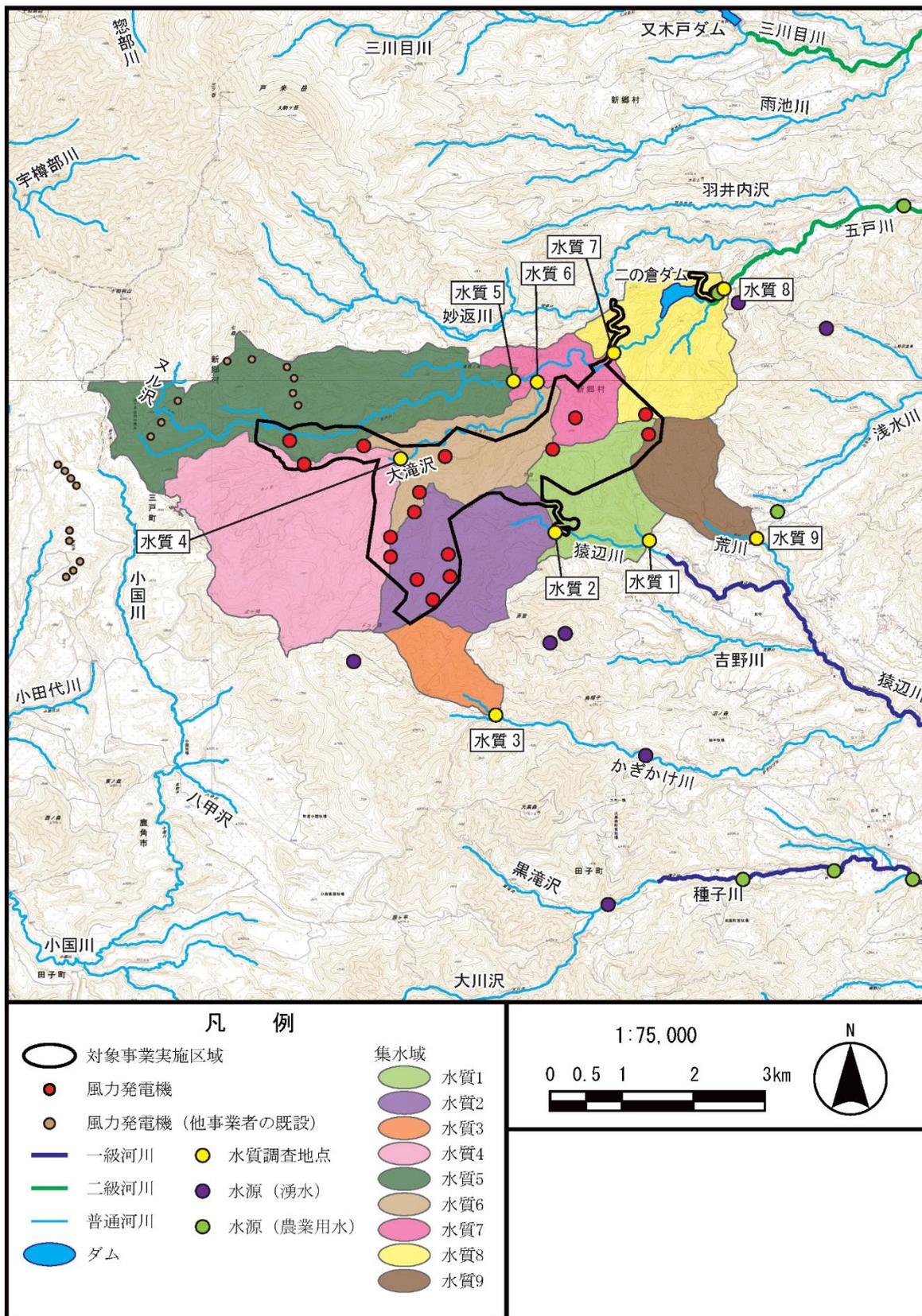


図7 変更後の水質調査地点

19. 魚類、底生動物の調査について【岩田顧問】【方法書 p. 333】

魚類、底生動物について、調査「地点」とありますが、対象事業実施区域及びその周辺の動物相及び重要な種の分布を把握するために、河川環境の異なる地点等があれば、適宜、調査を行なうことを御検討下さい。

ご意見いただいた点について、調査地点については現地の状況も踏まえ適宜設定いたします。

20. 魚類・底生動物調査点について【河村顧問】【方法書 p. 315, 333, 345】

魚類・底生動物調査点と水質調査点の位置がだいぶずれている場所があります（W1, W5, W7, W8）が、その理由をお聞かせください。

魚類及び底生動物の調査地点については、基本的に水質の調査地点と合致するように設定しておりますが、河川の状況（河川がコンクリート張りになっており、魚類等の生息に適していない等）の他、調査員の安全面を確保しつつ、水面までアクセス可能かどうかという点からも検討を行っております。ご指摘いただいた4地点については、前述しました検討理由から、水質における調査地点とのずれが生じております。各調査地点については、現地の状況も踏まえ適宜設定いたします。

21. 近隣既設発電所の死骸調査について【阿部顧問】【方法書 p. 324】

近隣に既設発電所がありますが、死骸調査は行えないのでしょうか？

近隣の既設発電所は他事業者によるものであり、立ち入り等も含めて現状は調査が難しい状況となっております。今後、調整を行い、可能であった場合には、既存の死骸調査結果の情報提供や、本事業での調査実施も検討いたします。

22. IC レコーダーによる録音調査の実施時期について【阿部顧問】【方法書 p. 324】

IC レコーダーによる録音調査の実施時期が春の1季となっておりますが、いつ頃を想定されているのでしょうか？ミゾゴイ、フクロウ、ヨタカ（326 ページ）ではそれぞれ録音の適期が異なるのではないのでしょうか？

IC レコーダーによる調査時期としては、ミゾゴイの繁殖時期を踏まえ、特徴的なさえずりが確認しやすい4月下旬～5月上旬を想定しております。フクロウ及びヨタカに関しては、ミゾゴイと比較して鳴き声による確認が可能な時期が長いことから、夜間における踏査において、補足的に確認できればと考えております。

23. IC レコーダーでの記録方法について【阿部顧問】【方法書 p. 324】

IC レコーダーでの記録方法については、機種・マイク、ハウジングの状況、録音時間等について準備書において示してください。

ご指摘の点について、準備書においてお示しいたします。

24. 準備書で示される現存植生図について【鈴木顧問】【方法書 p. 334】

- ・現地調査に基づいて作成される現存植生図は、環境省植生図の凡例を踏襲することなく、現地調査で得られた植生調査票を基に群落組成表で区分された植生単位を凡例として示してください。環境省植生図は全国統一凡例という性格上凡例設定の仕組みが複雑で、地域の局所的な植生の特徴を反映しにくいものとなっています。特に「チシマザサバナ群団」には複数の群集、群落が含まれている可能性があります。二次林の中にも同群団のものがあります。本調査独自の凡例を設定してください。

また、植生調査は、文字通りの四角形の方形区ではなく、地形と植生の生育状況に対応した不定形の調査区を基本として設定してください。

現地調査結果に基づいて作成する現存植生図及びその凡例については、現地の状況に合わせたものにするとともに、ご意見頂いた内容に留意しながら調査を実施してまいります。

25. 調査、予測及び評価の手法（植物）について【鈴木顧問】【方法書 p. 350】

- ・調査の基本的な手法の選定理由に水辺の国調マニュアルがあげられていますが、本報告書は経産省電力アセスですので、「発電所に係る環境影響評価の手引」をあげてください。
- ・調査期間ですが、植物相が春、夏、秋の3季、植生が夏、秋の2季とされていますが、両調査は並行して行うものであり、春季に限定される食性もありますので、敢えて調査時期を違える必要はないと思います。
- ・28カ所の植生調査を行う植生類型と調査位置が示されていますが、植生調査位置は実際の現地踏査によって選定されるもので、設定根拠とされる環境省植生図は、作成のための現地調査年から時間が経過しており、植生の現状が変化していることもありますので、設定位置どおりとすることなく、調査箇所も含め現地の植生状況に応じて設定してください。また細かいことではありますが、「図 6.2-6(1) 植物の調査位置（植物相）」は具体的な位置を示したのではなく、調査範囲と踏査ルートを示したものですので表題の検討をお願いいたします。

・1点目（調査の基本的な手法の選定理由・・・）について、  
ご意見頂いた点を踏まえ、選定理由の箇所に「発電所に係る環境影響評価の手引」をあげるようにいたします。

・2点目（調査期間・・・）について、  
植物相及び植生の調査時期について、こちらは専門家への意見聴取の際にも調査時期としては問題ない旨のコメントを頂いております。そのため、植生調査としては夏季及び秋季の2季をメインに実施できればと考えておりますが、ご意見を踏まえ、春季における植物相調査の際にも可能な範囲で補足的に植生を確認し、その内容を踏まえた現地植生図等の作成に努めてまいります。

・3点目（28カ所の植生調査を行う植生類型・・・）について、  
ご意見頂いたように、環境省植生図が作製されてから時間が経過したことにより、周辺の植生が変化している可能性はあると認識しておりますので、現地の状況に合わせ、適宜調査地点を設定する等、今後の現地調査において現状の植生の分布状況の把握に努めてまいります。図題に関しては、準備書において適切な記載に修正いたします。

26. カラ類の生息状況調査について【阿部顧問】【方法書 p. 359】

カラ類の生息状況調査では、単に環境類型区分ベースの生息環境ごとの個体数を記録することにとどまらず、行動別（囀り、採餌など、可能であれば営巣も）に樹種や高さ（場合によっては木の大きさ）などを記録すると、具体的な生態系の環境保全措置に結びつくと思います。特に採餌環境（営巣環境）の評価はミクروسケールでの情報が重要と思います。

ご指摘の点について、今後の現地調査においてカラ類の行動等を可能な限り記録するとともに、結果を踏まえた予測評価に努めてまいります。

27. カラ類の餌種調査について【阿部顧問】【方法書 p. 359】

カラ類の餌種調査では、スウィーピング、ビーティングをどの高さまで行なう計画でしょうか？

カラ類の餌種調査におけるスウィーピング及びビーティングの高さについては、概ね 0～10m 程度の範囲を想定しております。

28. 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出について【平口顧問】

計画の熟度が増す準備書においては、本事業実施（施設の建設および稼働）に伴う二酸化炭素排出の削減量（あるいは増加量）を評価してください。評価に際しては、既存電力の代替に伴う CO2 排出削減量、樹木伐採に起因する CO2 吸収量の年間減少量、建設機械の稼働（燃料消費）に伴う CO2 排出量などを評価して下さい。

ご意見頂いた点を踏まえ、準備書において適切に評価いたします。